

令和5年（2023年）度行政評価シート【個表】

令和 5 年 6 月 23 日

評価対象事業		評価者	障害福祉課長	鷲尾 礼弁
健福-35	障害者福祉サービス事業	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	主管課	障害福祉課
		<input type="checkbox"/> 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	健康福祉	施策の方針	多様性のある福祉サービスの充実

1 事業の目的

対象	障害者等
意図	障害者等に必要障害福祉サービスを提供し、日常生活及び社会生活を総合的に支援し、安心して生活を送ることができるようにするため。
効果	障害者等の日常生活の利便性の向上と、安心して社会生活を送ることができる体制の充実を図る。

2 令和4年(2022年)度実施した事業の概要

- ・障害者が障害福祉サービスを利用した場合に介護給付費等の支給を行った。
- ・身体機能を補い、日常生活を容易にするために障害者等の補装具・日常生活用具の給付を行った。
- ・障害の内容に合わせた住宅設備改修の際に重度障害者住宅設備改造費の助成を行った。
- ・自宅の浴槽での入浴が不可能な身体障害者に訪問入浴サービスを実施した。
- ・グループホーム入居者へ家賃の助成を行った。
- ・障害者グループホームを開設及び運営する事業者が行うバリアフリー化等の改修工事等の費用に対し、補助を行った。
- ・障害者総合支援法の補装具給付費支給対象外の軽・中等度の難聴の児童に対し、補聴器購入費の一部の助成を行った。

3 事業を構成する事務事業(最小事業)実績

枝番号	事務事業	実施した主な事業 (主な経費等)	指標(単位)	令和4年度		令和5年度	達成度
				指標(実績値/目標値) 事業費(決算/当初)(千円)	指標(目標値) 予算額(千円)	指標(目標値) 予算額(千円)	
01	介護給付費等支給事業	障害福祉サービス費、更生医療給付費、育成医療給付費等	障害福祉サービス等の受給者数(人/月)	286 / 286	286	303	100.00%
02	補装具・日常生活用具給付事業	補装具・日常生活用具給付費	補装具・日常生活用具支給件数(件)	2,553 / 4,514	4,514	4,594	56.56%
				54,322 / 85,888	85,888	88,085	
03	重度障害者住宅設備改造費助成事業	重度障害者住宅設備改造費補助金	住宅改造実施件数(件)	5 / 20	20	11	25.00%
				1,683 / 7,000	7,000	7,000	
04	身体障害者訪問入浴サービス事業	身体障害者訪問入浴サービス事業委託料	訪問入浴サービス延利用回数(回)	442 / 410	410	410	107.80%
				6,089 / 6,133	6,133	6,149	
05	障害者グループホーム等家賃助成事業	障害者グループホーム等家賃助成	家賃助成対象者数(人)	155 / 146	146	147	106.16%
				13,623 / 13,980	13,980	14,100	
06	障害者グループホーム運営助成事業	障害者グループホーム運営事業補助金等	常勤支援員配置促進費延月数(月)	226 / 216	216	252	104.63%
				6,922 / 14,050	14,050	15,556	
07	障害者グループホーム設置補助事業	障害者グループホーム運営事業補助金(設置費)	設置補助実施事業所数(箇所)	5 / 5	5	5	100.00%
				2,313 / 7,000	7,000	7,000	
08	在宅重度身体障害者生活介護支援事業者助成事業	重度重複障害者個別支援事業補助金	医療的ケア支援事業延日数(日)	541 / 817	817	710	66.22%
				8,135 / 9,909	9,909	9,178	
09	補聴器購入費助成事業	軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業補助金	補助実施数(件)	6 / 5	5	10	120.00%
				263 / 683	683	678	
10	障害者緊急一時保護事業	障害者緊急一時保護委託	—	- / -	-	-	
				642 / 2,337	2,337	2,337	
		財源内訳	国県支出金	2,975,609 / 2,747,128	2,747,128	3,193,930	
			地方債	/			
			その他特定財源	72 / 15	15	15	
			一般財源	932,831 / 968,038	968,038	1,124,116	
			事業費の合計(千円)		3,908,512 / 3,715,181	3,715,181	4,318,061
			人件費(千円)		48,417	0	

4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	4.7	5.0	5.2	6.6		
会計年度任用職員	0.0	0.0	6.5	4.2		

5 評価結果

(1) 最小事業評価

枝番号	事務事業	指標分析の推移、目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	介護給付費等支給事業	コロナ禍前の日常に戻りつつある中で、利用者数が増加したと考えられる。	法定業務であり、障害者の自立と社会参加を支援する重要な事業である。	サービス利用者は増加し続けており、相談支援専門員と事業所を増やしていくとともに、セルフプランの方への支援の充実が課題である。また、地域支援サービスの体制充実を図る必要がある。
02	補装具・日常生活用具給付事業	令和2年度及び令和3年度の給付実績が多かったことから、耐用年数の関係上、新たに給付を必要とする件数が少なかった。	身体障害者の身体機能を補う補装具、日常生活を支援する用具にかかる費用を給付するもので、障害者の生活支援上、必要な事業である。	主治医等からの助言がなくとも必要な方が給付を受けられるようさらなる周知を図る必要がある。必要対象となる用具、給付要件、支給額等について、要望等により見直していく必要がある。
03	重度障害者在宅設備改造費助成事業	実施件数は、横ばいの傾向が続いている。助成要件が複雑であり、周知が図られていないことから目標未達となった。	障害者が自宅の生活環境を整え、在宅で生活を続けるために重要な事業である。	地域の相談機関等への更なる周知が必要である。また、令和3年度に補助金額等の見直しを行ったが、今後も申請件数及び改造内容の動向を把握しながら適宜見直しを図る必要がある。
04	身体障害者訪問入浴サービス事業	登録者は横ばいの状況であるが、登録者の身体状況に応じて実施回数に増減が生じる。	重度障害者の清潔の保持等のため重要な事業である。	登録者が必要とする実施回数等を把握し、適宜要綱の見直し等を図る必要がある。
05	障害者グループホーム等家賃助成事業	地域で暮らすためグループホームは重要な役割を担っており、利用は増えていく傾向である。	地域で暮らすことを推進しており、グループホームで暮らす方の経済的な負担を軽減するため重要な事業である。	当事者団体から、1か月当たりの補助限度額の引上げに関する要望が出ている。
06	障害者グループホーム運営助成事業	グループホームの需要は増加傾向であり、運営者も増える傾向である。	グループホームの需要が多く、運営費を補助し、鎌倉市への設置を誘導していくため必要な事業である。	令和5年4月1日施行で補助金の助成要綱の一部改正を行い、申請手続き等の定めが不明瞭な部分を見直した。
07	障害者グループホーム設置補助事業	グループホームの需要は増加傾向であり、補助件数は毎年数件はあると見込んでいる。	グループホームの需要が多く、運営費を補助し、鎌倉市への設置を誘導していくため必要な事業である。	令和5年4月1日施行で補助金の助成要綱の一部改正を行い、申請手続き等の定めが不明瞭な部分を見直した。また、グループホームの新設を検討する事業者に対する周知徹底が必要である。
08	在宅重度身体障害者生活介護支援事業者助成事業	当初、年間を通じて利用者が生活介護サービスを利用するものと見込んでいたが、利用者本人及び家族の体調不良等により、入院や施設に入所するなど、生活介護サービスを利用しない期間が発生したため、未達となったものである。このため、利用日数が少なくなったものの、利用者本人への不利益となることはなかったものと認識している。	重度障害者へ医療的なケアができる施設が限られており、運営を支援するために必要な事業である。	特になし
09	補聴器購入費助成事業	補装具の要件に当てはまらない対象者が一定程度おり、規模は継続すると見込んでいる。	制度の隙間となる方への支援のために必要な事業である。	特になし
10	障害者緊急一時保護事業	虐待等のために緊急保護する案件は一定程度継続するものと見込むものの、指標の設定には適さない。	虐待等により障害者を保護するために必要な事業である。	緊急時に対象者を確実に保護するため、実施事業者の追加について検討が必要である。

(2) 視点別評価

効率性	事業費の削減余地はないか	1 事業費の削減余地はない
	事業の外部化(民営化・業務委託等)はできないか	1 実施済み
	関連・類似する事業の統合はできないか	3 統合できる事業はない
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズはあるか	1 市民ニーズは変わらずにある
	民間によるサービスで代替できる事業はないか	4 法令等により、市に実施が義務付けられている
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はどうか	1 目的達成のために適切な手段(最小事業)である
公平性	受益者負担は公正・公平か	○.負担導入済 ○-2 適正な受益者負担を導入している
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	△.協働未実施 △-9 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、実施事業に協働はなじまない
		協働実施済の場合のパートナー

(3) 総合評価 ※最小事業評価を踏まえて、今年度以降の取組方針等を記載する

【今後の方針】	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 改善・変更	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 休止・廃止
障害者総合支援法に基づき、障害者等に必要な障害福祉サービスを提供し、日常生活及び社会生活を総合的に支援をする必要がある。また、事業の対象となる障害者等の人数の増加等により、提供すべきサービス量も増えることが見込まれ、障害者等が地域で安心して社会生活を送ることに寄与していく。					

【参考】

◎事業実施に係る主な指標

指標(単位)	障害者福祉サービス等の受給者数						単位	人
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
地域に必要とされる障害福祉サービス等提供体制を整備していく必要があるため。	目標値	-	1,500	1,600	1,650			
	実績値	1,537	1,591	1,657				
	達成率	-	106.1%	103.6%				

指標(単位)	セルフプランを除く計画作成者数						単位	人
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
計画相談支援体制を整備し、適正なサービス利用を推進していくため。	目標値	-	1,400	1,450	1,500			
	実績値	1,397	1,260	1,269				
	達成率	-	90.0%	87.5%				

◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	第6期障害福祉計画における令和5年度訪問系サービスの見込量(時間/月・人数)							
団体名	鎌倉市	茅ヶ崎市	厚木市	小田原市	藤沢市	海老名市	伊勢原市	
他市実績	8754時間	5713時間	13990時間	7600時間	18931時間	4623時間	3282時間	
	303人	379人	342人	360人	880人	203人	188人	

当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	障害者総合支援法及び国の指針に基づき自治体ごとに計画を策定しているところである。障害福祉サービスの見込み量は人口規模やサービス提供事業者など社会資源の状況、支給実績により異なる。本市では、長時間にわたり「重度訪問介護」を利用する介護者が複数いることから、他市と比較して、人数に対する訪問系サービスの時間が長い。
----------------------	---